

(事務連絡)

令和7年2月28日

各地方環境事務所長 殿
各自然環境事務所長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正及び
夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の一部を改正する告示
について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年環境省省令第5号）及び夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の一部を改正する告示（令和7年環境省告示第7号）が、別紙のとおり令和7年2月28日に公布され、令和7年3月1日に施行されるため、了知いただくとともに、別添のとおり各都道府県知事あて通知しているので承知されたい。

(事務連絡)

令和7年2月28日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正及び
夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の一部を改正する告示
について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年環境省省令第5号）及び夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の一部を改正する告示（令和7年環境省告示第7号）が、別紙のとおり令和7年2月28日に公布され、令和7年3月1日に施行されるため、了知いただくとともに、関係者への周知徹底を図られたい。

○環境省令第五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第一項第三号、第四十一条、第五十六条及び第六十一条第二項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 装薬銃であるライフル銃 (銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下のライフル銃を除き、<i>Ursus arctos</i> (ヒグマ) 、 <i>Ursus thibetanus</i> (ツキノワグマ) 、 <i>Sus scrofa</i> (イノシシ) 及び <i>Cervus nippon</i> (ニホンジカ) にあっては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。) を使用する方法</p> <p>六 十五 (略)</p> <p>(狩猟免許の申請等)</p> <p>第四十八条 (略)</p> <p>2 前項の免許申請書には、次に掲げる資料を添えなければならぬ。</p>	<p>(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 装薬銃であるライフル銃 (<i>Ursus arctos</i> (ヒグマ) 、 <i>Ursus thibetanus</i> (ツキノワグマ) 、 <i>Sus scrofa</i> (イノシシ) 及び <i>Cervus nippon</i> (ニホンジカ) にあっては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。) を使用する方法</p> <p>六 十五 (略)</p> <p>(狩猟免許の申請等)</p> <p>第四十八条 (略)</p> <p>2 前項の免許申請書には、次に掲げる資料を添えなければならぬ。</p>

<p>一・二 (略)</p> <p>三 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の<u>写真(電磁的方法で記録されたものを含む。)</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(狩猟者登録の申請等)</p> <p>第六十五条 (略)</p> <p>2 法第五十六条の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の<u>写真(電磁的方法で記録されたものを含む。)</u></p> <p>三～五 (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 前項の申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の<u>写真(電磁的方法で記録されたものを含む。)</u>を添えなければならない。</p> <p>8～13 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の<u>縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(狩猟者登録の申請等)</p> <p>第六十五条 (略)</p> <p>2 法第五十六条の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の<u>縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚</u></p> <p>三～五 (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 前項の申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の<u>縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの二枚を添えなければならない。</u></p> <p>8～13 (略)</p>
--	--

附 則

この省令は、令和七年三月一日から施行する。